

# 光市記者発表資料

令和4年6月16日

件名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、失業や収入減少の中で子育ての負担や食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたします（国制度、所得（収入）制限あり）。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

### 1 対象児童

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）

※令和5年2月28日までの出生児を含む。

### 2 支給対象者

#### (1) ひとり親世帯分

ア 令和4年4月分の児童扶養手当受給者

イ 公的年金受給者（公的年金給付などを受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人）※1

ウ 新型コロナウイルスの影響による家計急変者※1

※1 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。

#### (2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

ア 令和4年度分住民税（均等割）が非課税の人

イ 新型コロナウイルスの影響による家計急変者※2

※2 令和4年1月1日以降の収入が住民税（均等割）非課税相当の収入となった人

### 3 給付額

児童1人につき5万円

### 4 申請

令和4年4月分の児童扶養手当受給者、4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で令和4年度住民税均等割非課税の人は、申請不要です。対象者には、案内文を送付します。

上記以外の方が給付を受けるためには、申請が必要です（申請期限：令和5年2月28日）。詳細は、市ホームページに掲載します。

内容

問合せ

担当課 光市福祉保健部 子ども家庭課 子育て支援係  
担当者 田村 由佳、末岡 考太郎  
電話 (0833) 74-3009

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

## 1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)■ 光市役所 子ども家庭課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

**0833-74-3009** (受付時間：平日8:30～17:15)

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **6月頃**、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

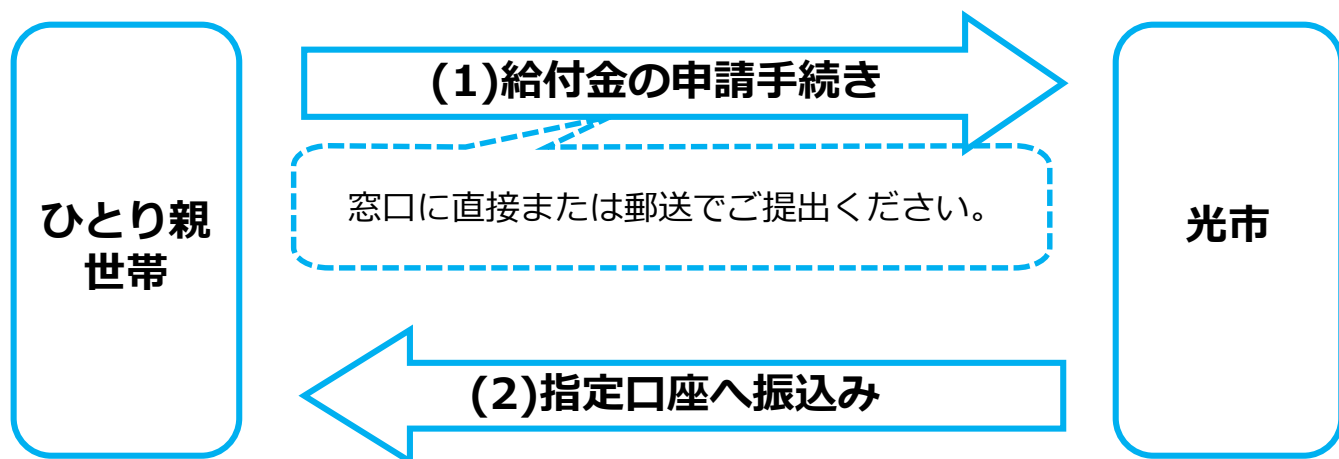
- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### ■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに光市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



▲光市HP



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {  
■ 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方  
または  
■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省  
コールセンター

**0120-400-903**

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 光市役所 子ども家庭課  
「子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分)」窓口

**0833-74-3009**

(受付時間:平日8:30~17:15)



### 3.給付金の支給手続き


#### I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

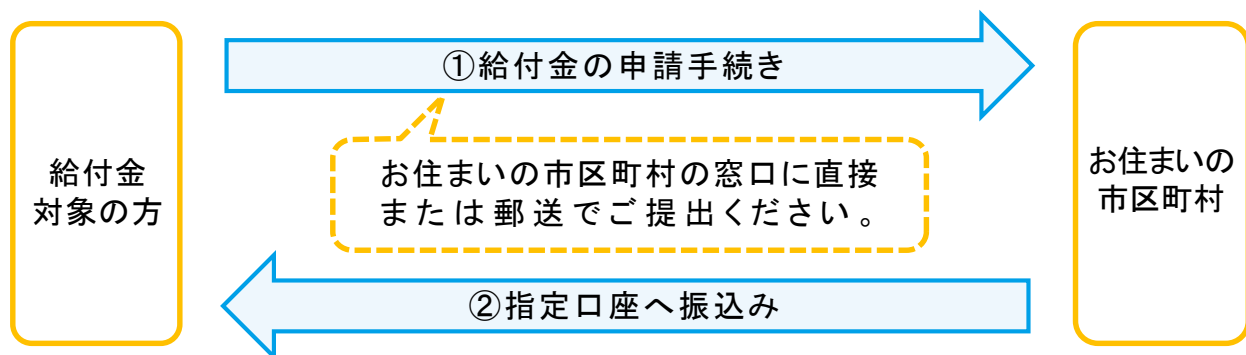
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます(対象の方には案内文を送付します)。

#### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を市にご提出ください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。 光市HP▶ 
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などのかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。